

高速自動車国道常磐自動車道新設工事(相馬IC(仮称)～山元IC)の概要

◆路線の概要

常磐自動車道(通称:常磐道)は、東京都練馬区を起点として、茨城県つくば市、同県水戸市、福島県いわき市等を経て宮城県仙台市に至る総延長約352kmの高速自動車国道です。

常磐道(相馬IC(仮称)～山元IC間)の完成により、宮城県亘理郡山元町地内で既に開通している山元ICと連結することで、本件区間沿線地域と仙台地方とを結ぶ高速交通ネットワークが形成され、「物流の拡大」や「事故・災害発生時の代替機能の確保」など、地域の発展に大きく寄与することが期待されます。



◆事業認定申請区間

全体計画区間:福島県相馬市粟津字愛ノ沢地内から宮城県亘理郡山元町小平字柳町地内まで
(延長約23km)

◆用地の取得状況

相馬IC(仮称)～山元IC間

平成23年7月31日現在

用地取得予定面積 (千m ²)	用地取得面積 (千m ²)	用地取得率
1,277	1,220	96%

◆整備効果

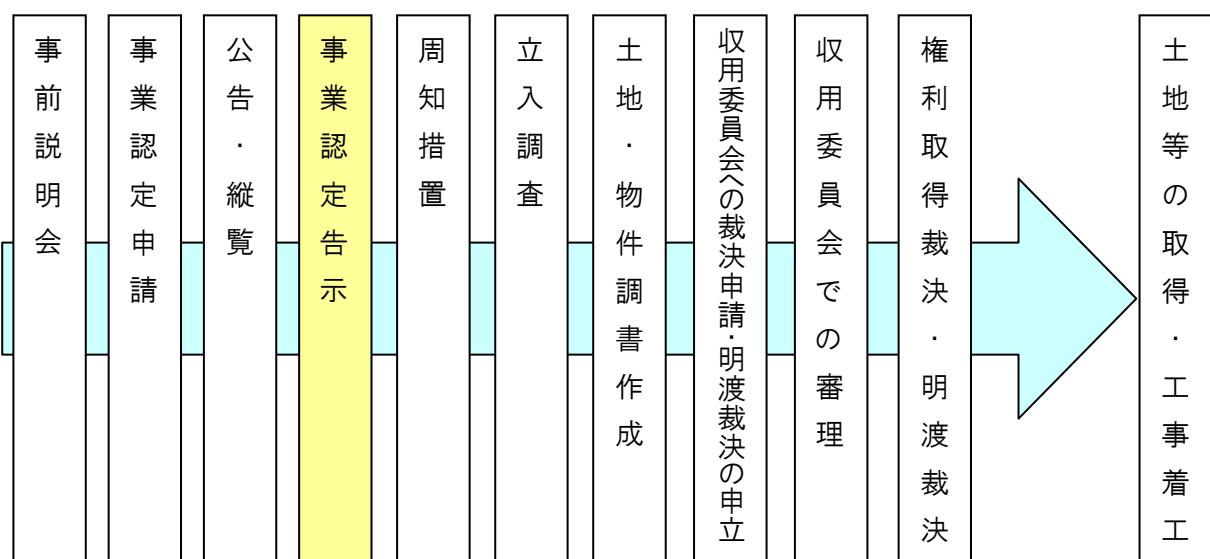
- 常磐道(相馬 IC(仮称)～山元 IC 間)沿線地域と仙台地方を結ぶ高速交通ネットワークが形成され、「物流の拡大」や「農作物及び水産物の輸送時間の短縮」など、地域産業及び地域経済の活性化に寄与します。
- 通過交通と地域内交通の分散により一般国道6号の交通混雑及び交通事故の緩和が図られるとともに、事故・災害発生時の代替機能が確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与します。
- 災害に強い道路として、震災の復旧・復興に寄与します。

◆【参考】土地収用法に基づく事業認定について

土地収用法は、憲法第29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適性かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

土地収用法第3条には、土地を収用又は使用することができる事業(収用適格事業)として各種の公共の利益となる事業が列挙されています。当社が行う高速道路建設事業も収用適格事業に該当しますが、この収用適格事業に該当すれば、ただちに事業に必要な土地等を強制取得できるというわけではなく、事業認定庁(当社の事業の場合は国土交通大臣)より土地の収用又は使用を必要とする事業について、事業の認定を受けなければなりません。

今回、事業の認定の告示を受けたことにより、土地等の取得に向けた一連の収用手続きをさらに進めていくこととなります。



※上記フロー図は、土地収用法における一般的な手続きの概略を示したものです。